

# 令和5年度 佐賀県献血推進計画

## 1 目的

この計画は、平成15年7月30日に施行された「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」に基づき、本県において必要な輸血用血液及び血漿分画製剤用原料血漿を確保するために、「令和5年度に必要な献血者数の目標」及び「献血者を確保するために展開する事業」について定めるものである。

## 2 令和5年度献血目標

### (1) 輸血用血液製剤の使用見込み数（本）

令和3年度から令和4年度の佐賀県内で使用された輸血用血液製剤の供給実績をふまえて、令和5年度に県内の医療機関が使用すると見込まれる輸血用血液製剤数は以下のように推計される。（単位：本）

区 分	由 来	令和3年度	令和4年度	令和4年度	令和5年度
		(供給実績)	(計画)	令和5年1月末実績	(計画)
赤血球製剤	200mL献血	30	42	17	26
	400mL献血	16,653	16,733	13,568	16,507
血漿製剤	200mL献血	2	10	6	2
	400mL献血	1,090	1,184	957	1,304
	成分献血	1,696	1,566	1,193	1,535
血小板製剤	成分献血	3,003	2,917	2,755	2,993

### (2) 原料血漿確保目標量（リットル）

免疫グロブリン製剤等の血漿分画製剤の原料となる原料血漿は、国が毎年度の確保目標量を示し、各都道府県の確保目標量を設定している。（単位：リットル）

	令和2年度 目標量	令和3年度 目標量	令和4年度 目標量	令和5年度 目標量
佐賀県	8,791	8,576	8,679	8,149
九州ブロック	141,611	145,638	147,861	139,644
全国	1,200,001	1,223,001	1,253,003	1,200,001

### (3) 令和5年度に必要な献血者数（人）

上記(1)、(2)及び九州ブロック血液センターでの広域需給管理を踏まえ、下記の献血者数が必要と算出される。（単位：人）

	令和3年度 (実績)	令和4年度		令和5年度 (計画)
		計画	令和5年1月末実績	
200mL 献血	715	502	442	299
400mL 献血	18,895	19,500	15,578	20,036
成分 献血	血漿成分	11,186	11,411	8,936
	血小板成分	4,231	4,379	4,526
計	35,027	35,792	27,977	33,797

### 3 関係者の役割及び献血目標を確保するために必要な措置

#### 《 関係者の役割 》

県内の医療に必要な血液を安定的に確保するため、県、各市町、佐賀県赤十字血液センター（以下、「血液センター」という。）、献血協力団体等が密接な連携のもとに、県民の十分な理解と協力が得られるよう事業を展開する。

- (1) 県は、献血に関する県民の理解を深めるための普及啓発を行うとともに、献血に協力していただく企業等の育成や献血に関する適切な情報提供など、献血の推進に必要な施策を実施し、血液センターによる献血の受入れが円滑に実施されるよう必要な措置を講じる。
- (2) 市町は、国及び県と協力して、献血に関する県民の理解を深めるため、普及啓発等を実施する。また、住民に対し、献血実施等について広報するなど、血液センターによる献血の受入れが円滑に実施されるよう必要な措置を講じる。
- (3) 血液センターは、国、県及び市町が行う献血推進の取組に積極的に協力するとともに、県と協議のうえ献血受入れ計画を作成し、献血受入れ体制を着実に整備し、献血者の受入れを推進するとともに、血液製剤の安定性の向上及び安定供給の確保、献血者等の保護に努める。

#### 《 献血目標を確保するために必要な施策 》

##### (1) 献血に関する普及啓発活動

400mL 献血及び成分献血の推進、普及啓発に努める。

夏季及び冬季における献血者不足の解消のため、献血協力団体等の協力を得て各種キャンペーンを実施する。

##### ① 春の献血キャンペーン（3～4月）

県内の献血協力事業者等に対する働きかけの実施

##### ② 「愛の血液助け合い運動」（7月）

- ・ポスター等の広報資料の配布
- ・献血推進協力団体に対する表彰

##### ③ はたちの献血キャンペーン（1～2月）

##### ④ イベント会場等における移動採血車による献血

有田陶器市（5月）、バルーンフェスタ（11月）等

##### ⑤ 佐賀県学生献血推進協議会主催のイベントの実施

サマー献血キャンペーン（7～8月）、クリスマス献血キャンペーン（12月）

##### ⑥ 定期的な広報紙発行「赤十字さが」

##### (2) 若年層対策

若年層の献血や血液製剤への理解を深めるための普及啓発を実施する。

- ① 高校生を対象とした献血セミナーの充実を図るため、医師、看護師等による「献血セミナープロジェクトチーム」の活動をさらに充実させ、コロナ禍における新たな研修の形式なども取り入れ、より多くの若年層の初回献血につなげる。
- ② 「高校献血」の実施協力を高校に呼びかける。
- ③ 「はたちの献血キャンペーン」（1～2月）期間に、啓発イベントの開催やポスター掲示・動画広告等により新たに成人式を迎える「はたち」の方を中心に

若年層への献血啓発を行う。

- ④ 小中学生等の希望者を対象に、献血プラザさが（血液センター）の見学受入れを推進する。
- ⑤ 親から子へ献血や血液製剤の意義を伝えることが重要であることから、血液センターのキッズスペースを活用し、親子が献血に触れ合う機会を設ける。また、献血疑似体験イベント「キッズ献血」を開催し、児童とその保護者に献血の意義や様子を知っていただき、疑似体験することで献血への不安を少しでも解消し、将来的な献血協力へ繋げる。
- ⑥ 血液製剤の製造効率等及び医療需要を踏まえ、将来の献血の基盤となる若年層に対する献血推進のため、高校生等（女性：16, 17 歳/男性：16 歳）の献血時には 200mL 献血も実施し、出来る限り献血を経験してもらえるようにする。
- ⑦ インターネット、SNS 等の様々な媒体を通じて、若年層が気軽に献血に接する機会を増やす。

### （3）複数回献血者対策

#### ① 献血 Web 会員サービス「ラブラッド」登録の推進

血液製剤の安定供給と安全性を向上させるために、継続的に献血に協力いただける方に加え、イベントやセミナー等を契機として献血に関心を持った献血未経験者を事前登録し、在庫不足等の緊急的な場合だけではなく、普段から呼びかけを行う体制を確立する。

「ラブラッド」の登録によって、血液検査結果の早期閲覧やポイントによる記念品交換、献血の予約による待ち時間の短縮ができること等のメリットを説明し、登録者の増加に努める。

#### ② 「ラブラッド」を利用した予約献血の推進

「次回献血予約キャンペーン」等を実施し、継続的な献血への協力を得るための取組みを行う。

### （4）Re 献血の推進

献血の経験はあるが、長期間献血を行っていない方に献血への協力を呼びかけ、献血者の掘り起こしを行う。

### （5）全血献血者に対する成分献血の推進

全血献血者に対し、成分献血の協力依頼を行う。全血献血時に看護師からチラシ等で説明を行い、より一層成分献血の必要性を理解していただき、成分献血者の増加に努める。

### （6）市町における献血活動の推進

- ・ 各市町の献血推進活動を支援するために、県、市町、血液センター間での情報共有や連絡を密に行う。
- ・ 市町は、血液センターと移動採血車による献血の日程を設定し、協力団体及び周辺事業所等に対して積極的に周知し献血の協力を呼びかける。
- ・ 市町は、血液センター及び協力団体等と連携して、献血や血液製剤に関する教育及び啓発を検討するとともに、民間の献血推進組織の育成に努める。
- ・ 市町ごとに「市町成分献血の日」を定め、成分献血の推進を図る。

### （7）成分献血協力者の確保

平日における成分献血協力者の確保を目的に、血液センター近隣の事業所及び団体へ協力を求め、成分献血の確保に努める。

(8) 献血推進組織の育成

献血推進ボランティア団体に研修会等を行うことにより、組織の充実強化を図るとともに、新たな組織作りや新規献血者の確保に努める。

(9) 県民への献血状況等の情報提供

血液センターホームページで、「献血バス運行予定表」や血液型別の「献血状況」（200mL、400mL、成分献血）等を掲載する。

情報掲載 URL <https://www.bs.jrc.or.jp/bc9/saga/>

(10) 佐賀県献血推進協議会の開催

次年度の佐賀県献血推進計画の策定に係る協議のほか、献血の啓発方法、効果的な啓発品、献血思想の普及等について協議する。（1回/年開催予定）

(11) けんけつ応援薬局を活用した献血の啓発活動

献血時の検査成績通知票等をけんけつ応援薬局に持参すると、薬剤師から検査結果の見方や、必要に応じて受診勧奨を受けることができるといった取組みを実施し、献血者の増加に繋げる。

(12) その他

県、市町は、その職員に対し、ボランティア活動である献血への協力を積極的に呼びかけるとともに、献血しやすい職場の環境作りを推進する。

## 4 その他

(1) 採血の実施

① 献血プラザさが（佐賀県赤十字血液センター）

住所	佐賀市八丁畷町 10 番 20 号	
連絡先	Tel 0952-32-1011	FAX 0952-32-2002
献血受付時間	200m L、400m L	9:00～11:30、12:30～17:00
	成分献血	9:00～11:30、12:30～16:30
定休日	年末年始	

\* 献血プラザ内に「ご意見箱」を設置し、献血者等から寄せられた意見について、今後の献血事業に反映していく。

② 移動採血車（2台）

年間計画により県内各地に効率的に配車し県内全域で献血者の受入れを行う。

(2) 血液製剤の適正使用の推進

県及び血液センターは、輸血療法を行う医療機関に対して、血液製剤の安全かつ適正な使用に関する情報提供を行う。また、医療機関相互で血液製剤の適正使用について協議する場として、佐賀県合同輸血療法委員会を開催する。

(3) 災害時等における献血の確保等

① 自然災害

地震などの災害時には、血液製剤が大量に必要になり、また、震災発生地域における献血者の確保も困難となるおそれがある。

このため、県は、国、市町及び血液センターと連携して、災害時における血液が確保されるよう、各種の媒体を活用し、需要に見合った広域的な献血の確保を呼びかけるとともに、医療機関への供給が困難な地域においては、県境を越えた近隣の血液センターとも連携し、血液確保に努める。

#### ② 感染症の流行等

新型コロナウイルス感染症及やその他の感染症の流行下においても安定的に献血者を確保するために、その必要性について、HPや広報紙に掲載する他、様々な機会を捉えて献血への協力を呼びかける。

また、感染症ごとの特性に応じた適切な対策を講じ、感染後の献血待機期間等の情報を周知することで、献血協力者が過度な献血自粛をせず安心して献血できるよう努める。

献血者数が減少する場合は、必要に応じ各市町等に献血への協力を呼びかけるなど、献血者の確保に努める。

#### (4) 適正在庫の確保

赤血球製剤等の在庫状況を常時把握するとともに、安定在庫の確保に努める。

また、在庫不足や不足が予測される場合には、日本赤十字社、厚生労働省のマニュアルに基づき、必要な対策を講じる。

〔 注意報：適正在庫の70%割れ  
警 報：適正在庫の50%割れ  
\*適正在庫：平日平均需要量3日分 〕